県南広域振興局長告示第74号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。 平成25年4月12日

県南広域振興局長 遠 藤 達 雄

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350500070	児童発達支援センター イーハ	花巻市石神町364番地	社会福祉法人花巻市社会	平成25年4月1日
	トーブ養育センター		福祉協議会	

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350500039	放課後等デイサービス事業所「	花巻市石鳥谷町中寺林	社会福祉法人光林会	平成25年4月1日
	ルンビニー学園」	12地割54番地 7		

3 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350500070	児童発達支援センター イーハ	花巻市石神町364番地	社会福祉法人花巻市社会	平成25年4月1日
0350500070	トーブ養育センター		福祉協議会	